



赤い羽根子どもの居場所づくり事業 補助金交付要綱

1. 趣旨

様々な事情により孤食や寂しさ等の課題を抱える子どもたちを対象に放課後等に食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる居場所づくりを進める団体に対し補助金を交付することにより、子どもたちが安心して暮らせる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

2. 対象団体

岡山市内に拠点を置き、市内において、子どもの居場所づくりに取り組むボランティア・NPO団体、当事者支援団体等で、以下の条件をすべて満たすもの。

ただし、その団体が所属する上部団体から本要綱による補助申請があった場合、原則として上部団体の申請を優先しますので、予め調整してください。

- ① 活動の実績・内容及び財務の状況を明らかにできること
- ② 年度内に6回以上開催し、活動日を定めて運営していること
- ③ 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと
- ④ 営利目的の活動は行わないこと

3. 補助対象事業

- ① 子ども（概ね18歳未満）が自由に過ごせる場の提供
- ② 地域での孤立予防や日頃の見守り・支え合い活動へと展開させていくことを目指した事業
- ③ 生活課題を捉えるための活動、またその生活課題の解決を目指した事業
- ④ 子ども自身の生活力の向上につながる事業
- ⑤ その他、市社協会長が特に必要と認める事業

4. 補助対象経費

- ① 調理器具や食器類、電化製品等事業で使用する備品の購入費
- ② 参考書等事業で使用する教材の購入費
- ③ 棚の修理等会場の軽微な改修費
- ④ その他運営に必要と認められる経費

5. 補助金額の上限

補助金は、1団体につき5万円以内、予算の範囲内で交付する。

6. 補助対象期間

補助金交付後から交付日の属する年度の3月31日までとする。

7. 申請方法

本会所定の申請書（様式1）に必要事項を記入の上、次の関係書類を添えて、岡山市社会福祉協議会に提出する。

- (1) 前年度の決算報告書

(2) その他、事業に関わる参考資料（チラシ、写真等）

8. 選考及び通知方法

補助事業の申請があった場合は、選考委員会において選考を行い、当該年度の予算の範囲内において補助金額を決定し、後日書面にて通知する。

なお、選考委員は、会長、事務局長、事務局次長及び各課長を充てることとする。

9. 補助金交付

交付対象となった団体からの補助金交付請求書（様式2）に基づき交付する。虚偽の申請、補助金の目的外使用、年度内事業未執行に対しては団体に補助金返還届（様式3）の提出を求め、それに基づき補助金を返還する。

10. 事業報告

交付を受けた団体は、その年度の3月末までに事業を終了することとし、実施後速やかに、実施報告書（様式4）及び決算書（事業に要した経費の全てを記入し、事業に要した経費の領収書（コピー可）を添付したもの）、事業実施が確認できる資料（写真、チラシ等）を提出するものとする。

附則

この要綱は、平成29年12月1日から適用する。

この改正要綱は、平成30年10月12日から適用する。

この改正要綱は、令和2年8月7日から適用する。